

平成28年12月15日

第423回白石市議会定例会議案

(その2)

目 次

第 97号議案	副市長の選任について	・・・	1
第 98号議案	損害賠償に関する和解について	・・・	2
第 99号議案	白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	4
第100号議案	白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	7

第 9 7 号議案

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 菊 地 正 昭
生年月日

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 98 号議案

損害賠償に関する和解について

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害の賠償に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 和解の相手方 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

- 2 議案の内容 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による被害対策に要したものに係る費用について損害賠償請求を行っているもののうち東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度の費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

- 3 和解の内容 (1) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに生じた原発事故に関する損害賠償として、相手方は市に対し、和解金 60,100,000 円の支払義務があることを認める。
(2) 相手方は、和解契約書原本を受領した日の翌日から 21 日以内に、市が指定する口

座に振り込む方法により支払う。

- (3) 本件以外について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、相手方に請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

平成28年12月15日

白石市長 山 田 裕 一

第 99 号議案

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 15 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤

務をいう。以下同じ。) をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第17条第2項を次のように改める。

2 生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第16条の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

第 1 0 0 号議案

白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「、その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「、その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定め

るところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正前の白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例の規定による改正後の白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第8条の2第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。